

長崎市新市立病院整備運営事業

入札説明書【改訂版】

平成 22 年 2 月 2 日

長 崎 市

- 目 次 -

第 1 入札説明書の位置づけ	1
(1) 別添資料 1 要求水準書	1
(2) 別添資料 2 落札者決定基準	1
(3) 別添資料 3 様式集	1
(4) 別添資料 4 基本協定書(案)	1
(5) 別添資料 5 事業契約書(案)	1
第 2 事業概要	1
1 事業名	1
2 事業の対象となる公共施設等の種類	1
3 公共施設等の管理者等	1
4 事業実施場所(別紙 1)	1
(1) 地名地番	1
(2) 敷地面積	1
(3) 地域地区等	2
5 事業の目的等	2
(1) 本事業の目的	2
(2) 新市立病院の位置づけ	2
(3) 新市立病院の理念・病院方針	2
(4) 新市立病院の担う機能	3
(5) 整備予定の機能等	4
6 関連法令等の遵守	4
7 地域経済の振興	4
8 事業方式	4
9 事業内容	5
(1) 統括マネジメント業務	5
(2) 施設整備業務	5
(3) 施設維持管理業務	5
(4) 利便施設運営業務	5
10 提供されるサービスに対する対価の支払い	5
11 事業期間	5
12 事業スケジュール	5
第 3 事業者の選定	6
1 事業者選定方法	6
(1) 一般競争入札参加資格要件確認(応募者の参加資格要件確認)	6
(2) 総合評価(提案内容等の審査)	6
2 応募者の構成	6
(1) 応募者の構成及び定義	6
(2) 代表企業の選定	6
(3) 地元企業の参画	6
(4) 構成員・協力企業の名称の明示	7

(5) 複数業務の実施	7
(6) 複数応募の禁止	7
(7) 応募者を構成する法人の変更	7
3 参加資格要件	7
(1) 応募者の各構成員及び協力企業に共通する資格要件	7
(2) 個別要件	8
(3) 本案件に係る一般競争入札参加資格要件確認基準日	9
(4) 参加資格要件の喪失	9
4 事業者選定のスケジュール等	10
(1) 事業者選定のスケジュール	10
(2) 入札説明書の閲覧	11
(3) 入札説明書等に関する説明会及び質問・意見の受付等について	11
(4) 参加資格要件の確認等	12
(5) 対話の実施	13
(6) 個別現場説明会の実施	15
(7) 守秘義務誓約	16
(8) 入札の辞退	17
(9) 入札手続き	17
(10) 予定価格	19
5 応募に際しての留意事項	19
(1) 費用負担	19
(2) 入札保証金	19
6 審査及び選定に関する事項	19
(1) 審査及び選定に関する基本的考え方	19
(2) 審査委員会の設置	19
(3) ヒアリングについて	19
(4) 審査及び選定結果及び公表方法	20
(5) 落札者の決定結果の公表方法	20
第4 本事業における契約の基本的な考え方	20
1 事業契約に関する基本的な考え方	20
(1) 基本協定の締結	20
(2) 特別目的会社の設立	20
(3) 事業契約の締結	20
2 契約保証金	20
第5 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	20
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	20
3 その他支援に関する事項	21
第6 その他本事業の実施に関する事項	21
1 市の競争入札参加資格に関する問い合わせ先	21
2 応募者を構成する法人の名称の公表	21
3 本事業に係る情報の公開及び情報の提供方法	21
4 本事業の事務局及び問い合わせ先	21
5 公表資料の閲覧	21

第1 入札説明書の位置づけ

この入札説明書は、長崎市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に基づき、平成 21 年 11 月 25 日に特定事業として選定した「長崎市新市立病院整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）設立の母体となる事業者を募集し、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）により選定するために交付するものである。

また、この入札説明書は、本入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書は、以下により構成される。

- 1 入札説明書
- 2 入札説明書別添資料
 - (1) 別添資料 1 要求水準書
 - (2) 別添資料 2 落札者決定基準
 - (3) 別添資料 3 様式集
 - (4) 別添資料 4 基本協定書（案）
 - (5) 別添資料 5 事業契約書（案）

入札説明書に添付する別添資料は、入札説明書と一体のものである（以下、入札説明書及び入札説明書別添資料並びにそれに係る質問回答書を総称して「入札説明書等」という。）。入札説明書等は、応募者が提案書類を作成する上での前提となる。

本事業の基本的な考え方は、平成 21 年 8 月 26 日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の提示条件等については、実施方針等に関する質問回答書及び意見招請の結果を反映し、若干の変更・修正を加えているため、応募者は入札説明書等の内容を踏まえた上で入札に参加するよう留意されたい。

第2 事業概要

- 1 事業名
長崎市新市立病院整備運営事業
- 2 事業の対象となる公共施設等の種類
長崎市新市立病院及びその附帯施設（以下「病院施設等」という。）
- 3 公共施設等の管理者等
長崎市長 田上 富久（契約担当者は長崎市病院事業管理者 楠本 征夫）
- 4 事業実施場所（別紙 1）
 - (1) 地名地番
取得敷地 長崎市常盤町 2 番 5、2 番 9、2 番 10、2 番 11、3 番 1、4 番 2
現病院敷地等 長崎市新地町 84 番 1 他
 - (2) 敷地面積
11,017.72 m²

(3) 地域地区等

地域地区等	地域地区 : 商業地域、準防火地域、駐車場整備地区、東山手・南山手地区 景観形成地区 基準建ぺい率 : 80% (長崎市細則により 90% に緩和) 基準容積率 : 「参考資料 1 都市計画参考図」参照 高さ制限 : 斜線制限 : 道路斜線...1.5 L 隣地斜線 : 有 日影規制 : 本敷地 無 南東側隣接敷地 有 (第一種中高層住宅専用地域) 景観形成地区 : 大浦 A 建築物の高さ 30m 以下
-------	---

5 事業の目的等

(1) 本事業の目的

本事業は、PFI法に基づき実施することで、事業者の経営、技術的ノウハウを活用した既存施設の解体や病院施設等の設計、改修・新設及び施設維持管理等を実施し、より質の高い病院サービスを効率的、効果的かつ安定的に提供することを目的とする。

(2) 新市立病院の位置づけ

新市立病院においては、一人の患者を単独の病院で治療する病院完結型から、複数の医療機関で治療する地域完結型の医療提供体制を構築していくための要の病院として位置づける。

また、住民の身近な位置にある「かかりつけ医」等との連携を強化し、医療従事者の育成、高度医療機器の共同利用、開放病床の活用など地域の医療機関を支援する諸機能を備えた「地域医療支援病院」としての役割を担う。

併せて、救急医療、周産期医療、災害拠点、感染症などの政策医療に係る諸機能も整備していく。

(3) 新市立病院の理念・病院方針

ア 高度・急性期等医療の充実及び他の医療機関との機能分担 (地域医療支援機能、高度・急性期医療、政策医療)

- ・ 地域医療支援病院としての機能・役割を明確化及び病病・病診連携体制の構築、地域ネットワーク構築の担い手
- ・ より専門的で質の高い集学的医療を行うための体制整備
- ・ 市民の信頼と安心を得る市立病院として、救急医療、周産期医療、災害医療、感染症医療の充足

イ 医療従事者を惹きつけるマグネットホスピタルとしての役割 (臨床研修指定病院、研修体制の充実、福利厚生)の充足)

- ・ 臨床研修指定病院として、指導体制及び研修プログラムをより充実することで、若手医師の育成を図り、医師確保機能が発揮できるような臨床現場の提供・環境整備
- ・ 医療従事者の研修体制の充実
- ・ 福利厚生関連を充足させ、職員の働きやすい環境整備

ウ 持続可能な健全経営基盤の確立 (柔軟な組織、安定した経営)

- ・ 高度医療の提供ができる運営計画、管理体制の構築
- ・ 環境の変化に対し、柔軟に対応できる人づくりと組織の構築
- ・ 収益的収支の均衡等による安定した経営

(4) 新市立病院の担う機能

機能		対応する疾患	医療内容	備考
救急医療		<ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中 ・急性心筋梗塞 ・事故による搬送等 	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センターの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター20床 (ICU 2床、CCU 2床) ・ヘリポートの設置
脳血管障害医療		<ul style="list-style-type: none"> ・脳梗塞 ・脳出血 ・くも膜下出血等 	<ul style="list-style-type: none"> ・血管造影、CTによる検査の実施 ・t-PA治療の実施 ・カテーテル治療の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCU 2床の設置 ・早期リハビリの充実 ・地域連携の推進
冠動脈疾患医療 (心疾患医療)		<ul style="list-style-type: none"> ・心筋梗塞 ・狭心症等 	<ul style="list-style-type: none"> ・心臓カテーテル検査を積極的に取り入れ、ステント留置術を実施するなど内科的治療の充実 ・冠動脈バイパス術等の外科的治療の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・CCU 4床の設置 ・血管造影室の増設
がん医療		<ul style="list-style-type: none"> ・消化器系、呼吸器系等の全てのがん 	<ul style="list-style-type: none"> ・外科療法、化学療法、放射線療法、ラジオ波凝固療法、ホルモン療法の実施 ・上記治療法を組み合わせた集学的治療の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域がん診療連携拠点病院 ・がん相談支援センターの設置 ・緩和ケアチーム ・教育、研修機能の充実
周産期医療		<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク出産、低出生体重児に対する医療等 	<ul style="list-style-type: none"> ・産科、小児科双方からの一貫した医療の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学病院との連携 ・新生児治療室 6床、継続保育室 10床、産科病床 15床の設置 ・産科オープンシステムの普及 ・陣痛、分娩室の充実
小児医療		<ul style="list-style-type: none"> ・小児総合医療 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児救急への対応 ・各疾患への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学病院、各専門病院との連携
血液浄化医療		<ul style="list-style-type: none"> ・慢性腎不全 ・急性腎不全 ・薬物中毒等 	<ul style="list-style-type: none"> ・透析導入、急性腎不全を含めた救急透析治療、特殊血液浄化療法の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・透析装置 30台 ・CAPD室の設置
各診療科の高度医療		<ul style="list-style-type: none"> ・紹介患者中心 ・診断困難症例 ・治療困難症例 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院として紹介患者を中心とした診療の実施 ・急性期医療を脱した患者に対しては、速やかに紹介医あるいは患者に最も適した医療施設に逆紹介の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各診療科の体制及び医療機器の充実 ・急性期リハビリテーションの充実
政策医療	災害医療	<ul style="list-style-type: none"> ・総合医療 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における総合的な医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域災害医療センター(災害拠点病院) ・免震構造
	感染症医療	<ul style="list-style-type: none"> ・赤痢等感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症医療機能の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種感染症指定医療機関 ・感染症病床 6床
教育研修機能		-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・医師確保の拠点病院 ・研修プログラムの充実 ・後期研修医(レジデント)の確保 ・医療従事者の研修体制の充実 ・働きやすい環境づくり

(5) 整備予定の機能等

ア 病床数 500 床

(ア) 一般病床 494 床

a 救命救急センター 20 床 (うち ICU2 床、CCU2 床)

b 集中治療室 16 床

特定集中治療室 (ICU) 2 床

冠動脈疾患集中治療室 (CCU) 4 床

脳卒中集中治療室 (SCU) 2 床

準集中治療室 (HCU) 8 床

c 周産期センター 31 床

新生児治療室 6 床

継続保育室 10 床

産科病床 15 床

d その他 427 床

(イ) 感染症病床 6 床

イ 診療科

標榜科目は 20 診療科以上予定。詳細は以下のとおり。

救急科、内科、小児科、精神科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、病理診断科 など (標榜科目は、20 以上予定)

6 関連法令等の遵守

事業者は、入札説明書別添資料 1 「要求水準書 第 1 総則」別紙 2 に示す法令・条例のほか、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令 (法律、政令、省令、条例及び規則) 等を遵守するものとする。

7 地域経済の振興

本事業は、施設整備から施設維持管理業務など様々なサービスの提供に伴い、雇用機会の創出や新たな事業機会が発生することから、事業者においては、地元企業の育成や地域経済の振興に配慮することが期待される。また、本事業を通じて、事業者の創意工夫等により地域の活性化に寄与することが期待される。

8 事業方式

事業者が P F I 法に基づき、新設施設については B T O 方式¹ (Build, Transfer, Operate)、改修施設²については R O 方式³ (Rehabilitate, Operate) により実施する。

1 : 病院施設等を設計及び新設し、病院施設等の所有権を市に移管した後、維持管理等期間中にわたる施設維持管理業務等を遂行し、対象施設において市の求めるサービスを提供する方式。

2 : 「改修施設」をはじめ、改修業務に係る一切の規定は、新設建物を市へ引渡した後に当該施設を改修する場合を想定した規定である (なお、既存施設の改修については認めない)。事業者の提案によっては、改修業務を要しないことも想定されるが、当該提案を妨げるものではない。

3 : 施設を設計・改修した後、施設維持管理業務等を遂行し、対象施設において市の求めるサービスを提供する方式。

9 事業内容

入札説明書等に定める手続によって選定され、市と事業契約を締結した事業者は、P F I法に基づき、以下の業務を遂行する。

- (1) 統括マネジメント業務
 - ア 個別業務 に対するマネジメント業務
 - イ エネルギーマネジメント業務

「個別業務」とは下記(2)から(4)に示す業務をいう。

- (2) 施設整備業務
 - ア 事前調査業務
 - イ 設計業務
 - ウ 工事監理業務
 - エ 建設業務
 - オ 解体業務
- (3) 施設維持管理業務
 - ア 建築物等保守管理業務
 - イ 建築設備保守管理業務
 - ウ 清掃業務(植栽管理業務を含む)
 - エ 保安警備業務
 - オ 駐車場等保守管理業務

- (4) 利便施設運営業務

10 提供されるサービスに対する対価の支払い

市は、事業契約に従い、提供されるサービスに対し、事業期間にわたりその対価を支払う。詳細は、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙12に示す。

11 事業期間

事業期間は事業契約締結日から平成43年3月末までとする。

12 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールについては以下のとおりである。なお、二期工事のうち、医局(研修医舎)、中央更衣室、当直室に係る建物(仮設、本設は問わない)の引渡し時期、二期工事の建物引渡し時期、駐車場棟の建物引渡し時期、二期工事の建物引渡し時期については下記に示す期限が遵守される限りにおいて、詳細については事業者の提案によるものとする。

ただし、最終的な外構工事までの全ての工事を平成27年度中までに終了させ、当該年度中までに市へ引渡しを行う必要がある点には十分に留意して提案すること。

また、二期工事のうち、医局(研修医舎)、中央更衣室、当直室に係る建物(仮設、本設は問わない)の引渡し時期、二期工事の建物引渡し時期、駐車場棟の建物引渡し時期、二期工事の建物引渡し時期が変更された場合において、当該変更に伴って各建物の施設維持管理業務等の開始時期も変更される点には留意すること。

施設整備に係る工程に関する条件及び二期工事、二期工事に整備する機能については施設整備業務の要求水準書を参照のこと。

項目	期日
事業契約締結	平成 22 年 12 月末まで
期工事のうち、医局（研修医舎）、中央更衣室、当直室に係る建物（仮設、本設は問わない）の引渡し時期	平成 25 年 3 月末まで
期工事のうち、医局（研修医舎）、中央更衣室、当直室に係る建物（仮設、本設は問わない）の供用開始予定日	平成 25 年 4 月 1 日
期工事の建物引渡し時期	平成 25 年 11 月末まで
期工事対象建物の開院予定日	平成 26 年 2 月 1 日
駐車場棟の建物引渡し時期	平成 28 年 2 月末まで
期工事の建物引渡し時期	平成 28 年 2 月末まで
期工事対象建物の開院予定日	平成 28 年 5 月 1 日
事業期間終了	平成 43 年 3 月末

第3 事業者の選定

1 事業者選定方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札によるものとする。

本事業の入札手続は、次のとおり、(1) 一般競争入札参加資格要件確認（応募者の参加資格要件確認）、(2) 総合評価（提案内容等の審査）の2段階により、実施する。

(1) 一般競争入札参加資格要件確認（応募者の参加資格要件確認）

一般競争入札参加資格要件の確認として、第3 - 2（1）に規定する応募者が、第3 - 3に規定する参加資格要件を満たしているかどうかを確認する。

(2) 総合評価（提案内容等の審査）

(1) により一般競争入札参加資格要件を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法やサービス対価の額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面によるほか、ヒアリングを通じて行う予定である。

2 応募者の構成

(1) 応募者の構成及び定義

本事業の入札に参加する資格要件を有する者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた法人のグループ（以下「応募者」という。）とする。ここでいう応募者とは、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。応募者を構成する法人は構成員、協力企業のいずれかとし、定義は以下のとおりとする。なお、SPCへの出資のみを業務とする者は参加できないものとする。

構成員	本事業を遂行するにあたって必要な業務の一部をSPCから直接受託・請負し、かつSPCに出資を行う法人
協力企業	本事業を遂行するにあたって必要な業務の一部をSPCから直接受託・請負するが、SPCに出資を行わない法人

(2) 代表企業の選定

応募者の構成員の中から、市との対応窓口となる1法人（以下「代表企業」という。）を一般競争入札参加資格要件確認申請書に明らかにし、代表企業が入札手続を行うものとする。代表企業は落札者が本事業を実施するために設立するSPCへの出資者の中で、最大の議決権株式を保有するものとし、原則として事業期間を通じてこれを維持すること。

(3) 地元企業の参画

応募者の構成員又は協力企業のうち、1法人以上は必ず、長崎市の区域内に主たる事務所（本店

等)を有する者(地元企業)であること。

(4) 構成員・協力企業の名称の明示

応募者の構成員となる全ての法人及び第3-3(2)に記載する個別要件の確認対象となる法人(構成員・協力企業かは問わず)は、参加表明書提出時においてその名称を明らかにすること。また、応募者を構成する他の協力企業に関しても、入札提案書類提出時までにおいてその名称を明らかにすること。

(5) 複数業務の実施

応募者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者、又は資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

()「資本面において関連のある者」とは当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしているものをいい、「人事において関連のある者」とは、代表権を有する役員が、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう(以下において同様)。

(6) 複数応募の禁止

応募者の構成員、第3-3(2)アからエに規定する業務を実施する者(構成員、協力企業であるかを問わず)及びこれらのいずれかと資本関係又は人事面で関係のある者は、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。

ただし、本事業への積極的な参画を促す観点から、前段の規定に抵触しない限りにおいて、応募者の協力企業並びにこれと資本関係又は人事面で関係のある者が、他の応募者の協力企業となることは可能とする。

また、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

(7) 応募者を構成する法人の変更

一般競争入札参加資格要件確認申請書を提出してから事業契約の締結に至るまでの間、応募者を構成する法人の変更は認めない。ただし、特別の事情がありやむを得ないと市が認めた場合は、この限りでない。

3 参加資格要件

(1) 応募者の各構成員及び協力企業に共通する資格要件

応募者の構成員及び協力企業となる法人は、第3-3(3)に規定する一般競争入札参加資格要件確認基準日において、いずれも以下の要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

イ 長崎市において指名停止措置期間中でない者

ウ 本事業に係る市のアドバイザーである以下の法人若しくはその法人と資本面もしくは人事面において関連がある者ではないこと

- ・アイテック株式会社
- ・株式会社伊藤喜三郎建築研究所
- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ・西村あさひ法律事務所

エ 上記ウの他、新市立病院PFI導入可能性調査業務を受託した以下の法人(協力企業を含む)ではないこと。

- ・株式会社日本経済研究所
- ・株式会社病院システム
- ・株式会社日本政策投資銀行

オ 審査会委員が属する法人若しくはその法人と資本面もしくは人事面において関連がある者

ではないこと。

カ 次の申立て等がなされていない者

- ・破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て
- ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て
- ・会社法（平成 17 年法律第 87 号）に基づく会社の特別清算の申立て

キ 一般競争入札参加資格要件確認基準日が属する年度における市の物品等入札参加有資格者名簿または建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(2) 個別要件

設計業務、工事監理業務、建設業務、解体業務を実施する法人は、いずれも以下の要件を満たすこと。

ア 設計業務を実施する者

設計業務を実施する法人は以下の要件を満たしていること。なお、設計業務を複数の法人で実施する場合には、(イ)に示す要件については設計業務を担う者の代表者(主に設計業務を実施する者)が満たしていればよいものとする。

ただし、代表者以外にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士の資格を有する者が3名以上在籍していること。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 平成 10 年 4 月 1 日以降に設計が完了した一般病床 300 床以上の免震構造の病院建物の設計業務を元請（共同企業体案件の場合には当該共同企業体の代表構成員。以下同じ。）として受注した実績を有していること。

イ 工事監理業務を実施する者

工事監理業務を実施する法人は以下の要件を満たしていること。なお、ただし、(イ)に示す要件については工事監理業務を複数の法人で実施する場合には、(イ)に示す要件については工事監理業務を担う者の代表者(主に工事監理業務を実施する者)が満たしていればよいものとする。

ただし、代表者以外については、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士の資格を有する者が3名以上在籍していること。

(ア) 建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 平成 10 年 4 月 1 日以降に完成した一般病床 300 床以上の免震構造の病院建物の工事監理業務を元請として受注した実績を有していること。

(ウ) 本事業における建設業務を実施する者でないこと。

ウ 建設業務を実施する者

建設業務を実施する法人は以下の要件を満たしていること。なお、建設業務を複数の法人で実施する場合には、(イ)及び(ウ)(エ)に示す要件については、建設業務を担う者の代表者(主に建設業務を実施する者)が満たしていればよいものとする。

ただし、代表者以外の法人にあっては、それぞれの法人が担当する工事について、長崎市制限付一般競争入札発注基準の該当する工事の総合数値が、建築一式工事 900 点以上、電気工事 800 点以上、管工事 820 点以上であること。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 長崎市制限付一般競争入札発注基準の総合数値が次に掲げる点以上であること。

- ・建築一式工事 1,200 点

(ウ) 建設業務のうち、建築一式工事を実施する者において、平成 10 年 4 月 1 日以降に完成し

た一般病床 300 床以上の免震構造の病院建物の建築一式工事の施工を元請として受注した実績を有していること。

- (I) 応募者の構成員であること。
- (オ) 本事業における工事監理業務を実施する者でないこと。

I 解体業務を実施する者

解体業務を実施する法人は以下の要件を満たしていること。

- (ア) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 土木一式工事、建築一式工事又はとび・土工・コンクリート工事のいずれかの資格を有し、かつ、建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。
- (ウ) 長崎市制限付一般競争入札発注基準の総合数値がそれぞれ次に掲げる点以上であること。
 - ・土木一式工事 980 点
 - ・建築一式工事 900 点
 - ・とび・土工・コンクリート工事 850 点

- (3) 本案件に係る一般競争入札参加資格要件確認基準日
一般競争入札参加資格要件確認基準日は、以下のとおりとする。

確認の対象企業及びその内容	一般競争入札参加資格要件 確認基準日
参加表明書提出時における構成員及び協力企業に対して行う、参加資格要件の確認	平成 22 年 2 月 8 日 (月)
参加表明書提出時に参加資格確認を行なっておらず、入札提案書類提出以前に、追加的に参加を表明する協力企業に対して行う、参加資格要件確認	平成 22 年 6 月 10 日 (木)

(4) 参加資格要件の喪失

応募者の構成員又は協力企業が第 3 - 3 に示す参加資格要件を一般競争入札参加資格要件確認基準日の翌日から落札者決定日までの間(ただし、第 3 - 3 (1)イについては、一般競争入札参加資格確認基準日の翌日から資格確認結果の通知までの期間及び入札書類の提出日から落札者決定日までの間)に欠くに至った場合、市は、当該応募者の参加資格要件が喪失したものと判断し、当該応募者の入札を認めない、又は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。

なお、参加表明書提出時に参加資格確認を受けた構成員・協力企業であっても、第 3 - 3 (1)キについて、平成 22 年度も継続して満たす必要があるため、留意すること。

4 事業者選定のスケジュール等

(1) 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおりである。

スケジュール	事業者選定プロセス
平成 21 年 8 月 26 日 (水)	実施方針及び要求水準書 (案) (以下「実施方針等」という。) の公表
平成 21 年 9 月 3 日 (木)	実施方針等に関する説明会の開催
平成 21 年 9 月 4 日 (金)	病院施設見学会の開催
平成 21 年 8 月 31 日 (月) ～平成 21 年 9 月 16 日 (水)	実施方針等に関する質問・意見等の受付
平成 21 年 10 月 16 日 (金)	実施方針等に関する質問回答公表
平成 21 年 11 月 25 日 (水)	特定事業の選定の公表
平成 21 年 12 月 1 日 (火)	入札説明書等公表
平成 21 年 12 月 14 日 (月)	入札説明書等に関する説明会の開催
平成 21 年 12 月 7 日 (月) ～22 日 (火)	第 1 回入札説明書等に関する質問受付
平成 22 年 1 月 25 日 (月)	第 1 回入札説明書等の質問回答公表
平成 22 年 2 月 8 日 (月)	参加資格確認基準日 (参加表明書で明示された企業用)
平成 22 年 2 月 9 日 (火) ～10 日 (水)	参加表明書・参加資格要件確認書類の提出 第 1 回対話参加申請書等の提出 個別現場説明会参加申請書等の提出 守秘義務誓約書の提出
平成 22 年 2 月 15 日 (月)	参加資格確認結果の通知 第 1 回対話の実施要領交付 個別現場説明会の実施要領交付 個別現場説明会及び第 1 回対話の開催日時の通知 守秘義務誓約書対象書類の提示
平成 22 年 2 月 18 日 (木)～19 日 (金)	第 1 回対話の実施予定期間
平成 22 年 3 月 9 日 (火) ～12 日 (金)	個別現場説明会の実施予定期間
平成 22 年 3 月 23 日 (火) ～26 日 (金)	第 2 回入札説明書等に関する質問受付 第 2 回対話参加申請書等の提出
平成 22 年 3 月 31 日 (水)	第 2 回対話の開催日時の通知
平成 22 年 4 月 13 日 (火) ～15 日 (木)	第 2 回対話の実施予定期間
平成 22 年 4 月 23 日 (金)	第 2 回入札説明書等に関する質問回答公表
平成 22 年 6 月 10 日 (木)	参加資格確認基準日 (追加的に参加資格要件の確認対象となる企業用)
平成 22 年 6 月 11 日 (金) 午前中	参加表明書 (追加分)・参加資格要件確認書類 (追加分) の提出
平成 22 年 6 月 11 日 (金)	参加資格確認結果の通知
平成 22 年 6 月 14 日 (月) ～15 日 (火)	入札提案書類の提出
平成 22 年 8 月 2 日 (月)	落札者の決定・公表
平成 22 年 8 月	基本協定の締結
平成 22 年 12 月末まで	事業契約の締結
事業契約締結後	設計、新設、解体、建設、改修工事後、順次供用開始
平成 43 年 3 月末	事業終了

(2) 入札説明書の閲覧

入札説明書等はを以下のとおり閲覧することができる。なお、入札説明書等は、市のホームページからダウンロードすること。

ア 閲覧期間

この公告の日から平成 22 年 6 月 15 日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の 8 時 45 分から 12 時、13 時～17 時 30 分までをいう。以下同じ。）

イ 閲覧場所等

第 6 . 4 に掲げる事務局とする。

(3) 入札説明書等に関する説明会及び質問・意見の受付等について

以下の手順で入札説明書等に関する質問等の受付を行う。

ア 入札説明書等に関する説明会

市は、以下のとおり、入札説明書等に関する説明会を開催する。

- 開催日時 : 平成 21 年 12 月 14 日（月）13 時 30 分から 15 時 30 分
開催場所 : ホテル ニュータンダ
住所 : 長崎県長崎市常盤町 2 番 24 号
参加者等 : 本事業への参画を希望する事業者。ただし、1 社につき 3 名までとする。
参加希望者は平成 21 年 12 月 10 日（木）12 時までに入札説明書別添資料 3 「様式集」（様式 1）に従い記入し、第 6 . 4 に掲げる事務局に事前申し込みを行うこと。申し込み方法については、イ（ウ）に示す提出方法によるものとするが、郵送の場合における CD - ROM の提出は不要である。
当日連絡先 : 第 6 . 4 に掲げる事務局とする。
その他 : 説明会では、入札説明書等の配布は行わないため、参加者は市のホームページからダウンロードする等各自持参すること。

イ 入札説明書等に関する質問・意見の受付

(ア) 質問等の方法

質問・意見の内容を分かり易く簡潔にまとめ、入札説明書別添資料 3 「様式集」（様式 2～様式 3）に従い記入し、提出すること。なお、第 2 回の質問等は、参加資格要件の確認を受けた応募者の代表企業より提出すること。

(イ) 受付期間

a 第 1 回

平成 21 年 12 月 7 日（月）から同月 22 日（火）までの執務時間中

b 第 2 回

平成 22 年 3 月 23 日（火）から同月 26 日（金）までの執務時間中

(ウ) 提出方法

Microsoft Exel 形式にて電子メールで下記宛に提出すること。なお、その着信確認は送信者の責任において行うこと。

(I) 提出先

第 6 . 4 に掲げる事務局とする。

(オ) 入札説明書等に関する質問等に対する回答

a 第1回

提出された質問に対する回答については、質問者を特定できないようにした上で、質問者のノウハウに関する判断される質問を除き、市のホームページで公表する。

公表時期：平成22年1月25日（月）

なお、質問者のノウハウに関する判断される質問に対する回答は、別途、上記の公表時期に関らず、適宜当該質問者に対して通知する。

また、提出された意見に対する回答は、原則として行わない。

b 第2回

提出された質問に対する回答については、質問者（応募者名）を特定できないようにした上で、参加資格要件の確認を受けた応募者の代表企業に対して、電子メールにより通知する。

通知時期：平成22年4月23日（金）

なお、通知する回答には、質問者のノウハウに関する判断される質問を除き、すべての質問者からの質問に対する回答が含まれるものとし、ノウハウに関する質問に対する回答は、別途、上記の通知時期に関らず、適宜当該質問者に対してのみ通知する。

また、提出された意見に対する回答は、原則として行わない。

(カ) 留意事項

応募者は、入札時において4（9）アに示す入札提出書類を提出し、自らの提案内容が要求水準を満足しているか否かについての基礎審査を受けなければならない。一方、市は、一部の要求水準が明瞭化し難いものであるため、応募者が入札提出書類を作成する際に、要求水準を満足するか否かについて、自らでは判断し難い事項が含まれているものと認識している。

以上を踏まえ、応募者は、上記に該当すると市が考える以下の2つの事項について、質問等（第2回）における前述の「ノウハウに関する質問」として、任意の様式（図面等を含む。）で質問することができる。なお、当該質問時の内容は、入札提出書類の内容を拘束するものではなく、また、その内容は、審査に一切影響するものではない。

- ・施設の工程計画・建替え手順に係る水準について
- ・施設の配置・平面計画等に係る水準について

当該質問に対する市の意見は、応募者が提案しようとしている内容が要求水準を満足する水準に達しうるものであるかについて、現時点での考えを示すものである。なお、質問された内容が、要求水準を満足する見込みがない、又はその可能性が懸念されると判断された応募者については、その理由を付記した意見とする。

(4) 参加資格要件の確認等

ア 参加資格要件確認書類の受付等

応募者は、以下の手順で、一般競争入札参加資格要件確認申請書をはじめとした参加資格要件の確認に必要な書類（以下「参加資格要件確認書類」という。）を市に提出し、確認を受けること。

(ア) 受付期間

a 参加表明書で明示された企業用

平成22年2月9日（火）から同月10日（水）までの執務時間中

b 追加的に参加資格要件の確認対象となる企業用

平成22年6月10日（木）8時45分から12時まで

(イ) 提出方法

書類は持参により提出するものとし、郵送、電報及び電送による提出は認めない。

(ウ) 提出先

第6.4に掲げる事務局とする。

イ 参加資格要件確認書類の構成等

参加資格要件確認書類の構成（部数を含む）及び作成要領等については、入札説明書別添資料3「様式集（様式4-1から様式12まで）」を参照のこと。

ウ 参加資格要件の確認方法

参加資格要件の確認は、入札説明書別添資料2「落札者決定基準」に基づき、応募者が第3-3に規定する参加資格要件を満たしているか否かを確認する。

なお、当該確認は、原則として書面によるものとする。

エ 参加資格要件確認結果の通知

(ア) 参加表明書で明示された企業用

参加資格要件確認の結果は、参加資格要件確認書類を提出した応募者の代表企業に対して、平成22年2月15日（月）までに、書面により通知する。

なお、本入札に参加する要件がないとされた者に対しては、その理由を付して通知する。

(イ) 追加的に参加資格要件の確認対象となる企業用

平成22年6月11日（金）中に行う。詳細は、上記（ア）に同じ。

オ 入札に参加する要件がないとされた者に対する理由の説明

(ア) 入札に参加する要件がないとされた者は、その理由について、説明を求めることができる。

(イ) (ア)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、平成22年2月17日（水）までの執務時間中に第6.4に掲げる場所に持参して提出すること。郵送、電報及び伝送による書面は受け付けない。

(ウ) (イ)に対する回答は、以下の期日までに、書面により行う。

a 参加表明書で明示された企業用

平成22年2月23日（火）まで

b 追加的に参加資格要件の確認対象となる企業用

平成22年6月18日（金）まで

(5) 対話の実施

ア 目的

本事業は、極めて専門性が高く多岐にわたる業務により成り立つ病院事業に対して、PFI法に基づき、事業者のノウハウ発揮を求める事業であることから、「PFIにおける今後の入札契約制度の在り方に関する調査について」（内閣府民間資金等活用事業推進室平成18年11月10日）「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」（平成18年11月24日付け総行地第145号各都道府市・各指定都市PFI・契約担当部局あて総務省自治行政局地域振興課長通知）に添付された「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」（平成18年11月22日付け民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）等の趣旨を踏まえ、応募者間での公平性・透明性の確保に十分留意した上で、応募者との対面による対話（以下「対話」という。）の場を設けることとする。

この対話は、十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨、市の意図を理解し、落札者決定後の調整等を最小限に抑えることを目的としている。

イ 対話参加申請書等の提出

参加資格要件の確認を受けた応募者は、その後に実施される対話に参加することができることから、希望者は、以下の手順に基づき、対話参加申請書等を提出すること。各書類の詳細は、入札説明書別添資料3「様式集（様式13から様式15まで）」を参照のこと。

(ア) 第1回

a 提出書類

(a) 第1回対話参加申請書（様式13）

対話への参加を希望する旨（希望日程等を含む）の申請書

(b) 第1回対話に関する誓約書（様式14）

応募者間での公平性・透明性を確保した上で、有益な対話を円滑に行うために必要な事項として、後日、応募者に対して通知される実施要領等の内容を遵守する旨の誓約書

(c) 第1回議題内容等申請書（様式15）

当日に議題として取り上げたいことを望む内容に関する申請書

b 受付期間

平成22年2月9日（火）から同月10日（水）までの執務時間中

c 提出方法

様式14（対話に関する誓約書）については原本を、様式13（対話参加申請書）及び様式15（対話における議題内容等申請書）についてはデータを納めたCD-ROMを、持参又は郵送すること。郵送の場合は、受付期間最終日の12時必着とする。

d 提出先

第6.4に掲げる事務局とする。

(イ) 第2回

a 提出書類

(a) 第2回対話参加申請書（様式13）

対話への参加を希望する旨（希望日程等を含む）の申請書

(b) 第2回対話に関する誓約書（様式14）

応募者間での公平性・透明性を確保した上で、有益な対話を円滑に行うために必要な事項として、後日、応募者に対して通知される実施要領等の内容を遵守する旨の誓約書

(c) 第2回議題内容等申請書（様式15）

当日に議題として取り上げたいことを望む内容に関する申請書

b 受付期間

平成22年3月23日（火）から同月26日（金）までの執務時間中

c 提出方法

様式14（対話に関する誓約書）については原本を、様式13（対話参加申請書）及び様式15（対話における議題内容等申請書）についてはデータを納めたCD-ROMを、持参又は郵送すること。郵送の場合は、受付期間最終日の12時必着とする。

d 提出先

第6.4に掲げる事務局とする。

ウ 対話の実施予定期間

(ア) 第 1 回

平成 22 年 2 月 18 日（木）から同月 19 日（金）まで

(イ) 第 2 回

平成 22 年 4 月 13 日（火）から同月 15 日（木）まで

エ 開催日時の通知

(ア) 第 1 回

第 1 回対話参加申請書等を提出した応募者の代表企業に対して、原則として実施予定期間内における開催日時を以下の日程で通知する。なお、希望日程に沿わないこともあるため、留意すること。

通知日：平成 22 年 2 月 15 日（月）

(イ) 第 2 回

第 2 回対話参加申請書等を提出した応募者の代表企業に対して、原則として実施予定期間内における開催日時を以下の日程で通知する。なお、希望日程に沿わないこともあるため、留意すること。

通知日：平成 22 年 3 月 31 日（水）

オ 資料等の持込み

対面・口頭による対話を原則とする。ただし、相互の意思疎通を円滑に図るために必要がある場合は、応募者が自ら対話の場に図面、資料等を提示することは可能とする。関連事項として、質問・意見等の受付等において留意事項に挙げた項目を以下に再掲する。

- ・施設の工程計画・建替え手順に係る水準について
- ・施設の配置・平面計画等に係る水準について

カ その他の実施要領等の交付

その他、各回における対話に関する詳細な実施要領等については、第 1 回対話参加申請書等を受付けた際に、代表企業に対して交付する。

(6) 個別現場説明会の実施

ア 目的

市は、参加資格要件の確認を受けた応募者に、当病院の現状及び特徴等をより深く理解してもらうために、希望する応募者ごとに、個別に現場説明会を行う。

イ 個別現場説明会参加申請書等の提出

(ア) 提出書類

- 個別現場説明会参加申請書（入札説明書別添資料 3 「様式集（様式 16）」）
個別現場説明会への参加を希望する旨（希望日程等を含む）の申請書
- 説明希望現場に関する申請書（入札説明書別添資料 3 「様式集（様式 17）」）
説明を希望する現場に関する申請書

(イ) 受付日

平成 22 年 2 月 9 日（火）から同月 10 日（水）までの執務時間中
参加資格要件確認書類とあわせて提出すること。

(ウ) 提出方法

書類は持参により提出するものとし、郵送、電報及び電送による提出は認めない。

(I) 提出先

第6.4に掲げる事務局とする。

ウ その他の実施要領等の交付

その他、当日の詳細な実施要領等については、個別現場説明会参加申請書等を受付けた際に、交付する。

I 個別現場説明会の実施予定期間

平成22年3月9日(火)から同月12日(金)まで

オ 開催日時の通知

個別現場説明会参加申請書等を提出した応募者の代表企業に対して、原則として実施予定期間内における開催日時を以下の日程で通知する。なお、希望日程に沿わないこともあるため、留意すること。

通知日：平成22年2月15日(月)

(7) 守秘義務誓約

ア 守秘義務誓約

本案件への参加資格要件の確認を受けた応募者であって、「守秘義務の遵守に関する誓約書(以下「守秘義務誓約書」という。)」を以下の手順に従い市に提出した者は、守秘義務の対象となる資料(以下「守秘義務対象資料」という。)を市から受け取ることができる。

なお、参加表明書提出時に明記されない企業に対してする守秘義務対象資料の開示を希望する場合は、守秘義務誓約書に当該企業名をはじめとした必要事項が記載され、市に提出される限りにおいて、守秘義務対象資料を開示することができるものとする。詳細は、入札説明書別添資料3「様式集(様式18)」を参照のこと。

(ア) 受付期間

平成22年2月9日(火)から同月10日(水)の執務時間中

参加資格要件確認書類とあわせて提出すること。

(イ) 提出方法

書類は持参により提出するものとし、郵送、電報及び電送による提出は認めない。

(ウ) 提出先

第6.4に掲げる事務局とする。

(I) 守秘義務対象資料の受渡しについて

守秘義務対象資料の内容等のほか、その受渡し期間及び受渡し場所等については、守秘義務誓約書を提出した応募者の代表企業に対して、別途通知するものとする。

イ 守秘義務誓約書に記載のない企業に対する資料の開示

守秘義務誓約書の提出の後、やむを得ない事情により、守秘義務誓約書に記載のない企業に対して守秘義務対象資料の開示を行う必要がある場合、ア(ア)に示す受付期間以降においても、応募者の代表企業が、当該企業に関して必要事項を記載した守秘義務誓約書を市に提出し、その確認を得た場合には、当該企業に対して守秘義務対象資料を開示できるものとする。

なお、当該企業は、守秘義務誓約書を提出した代表企業が属する応募者が第3-3に示す参加資格要件を喪失した場合、ただちに守秘義務対象資料を活用する権利を喪失するものとする。

(8) 入札の辞退

参加資格要件確認結果通知書の送付を受けた応募者は、(9)アに示す入札提案書類提出日までの間、入札辞退届を市に持参、郵送により提出することで、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の詳細については、入札説明書別添資料3「様式集」を参照のこと。

なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の市の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

(9) 入札手続き

ア 入札提出書類の提出

応募者の代表企業は、以下の手順に従い、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した提案書類(以下「入札提出書類」という。)を市に提出する。

(ア) 受付期間

平成22年6月14日(月)9時から17時まで及び15日(火)9時から15時まで

(イ) 提出方法

持参により提出するものとし、郵送、電報及び電送による提出は認めない。

(ウ) 提出先

第6.4に掲げる事務局とする。

イ 入札提出書類について

入札提出書類の構成(部数を含む)及び作成要領等については、入札説明書別添資料3「様式集」を参照のこと。

ウ 入札提出書類の取扱い

(ア) 著作権

入札提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとし、市に帰属しないが、公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合には、市は、これを無償で使用できるものとする。また、入札提出書類については、返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理、運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

Ⅰ 市からの提示資料の取扱い

市が公表等により提示する資料は、本事業への応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

オ 入札に当たっての留意事項

- (ア) 入札書（入札説明書別添資料3「様式集」参照）は、任意の封筒に入れ密封し、封筒の表には、必ず「宛名（長崎市）」、「応募者名」及び「長崎市新市立病院整備運営事業に係る入札書在中」の旨を朱書きで記載し、入札提案書類の提出時に直接提出すること。
- (イ) 入札書に記載される入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。
- (ウ) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。また、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (エ) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (オ) 応募者がグループの場合は、代表企業の代表者のみ参加できるものとする。なお、代理人の場合には、委任状（代理人）（入札説明書別添資料3「様式集」参照）を併せて持参すること。
- (カ) 入札にあたっては、「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- (キ) 応募者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の応募者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に金額を定めなければならない。また、落札者の決定前に他の応募者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
- (ク) 応募者は、2つ以上の提案を行うことはできない。
- (ケ) 入札提出書類の提出後、その変更、差し替え、再提出または撤回することは認めない。ただし、当該規定は入札提出書類の審査の過程において、市が提案内容の明瞭化等に係る作業を行うことを妨げるものではない。
- (コ) 応募者は、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

カ 入札金額の内訳書の提出

入札書の提出に際し、入札書に記載される金額に対応した内訳書の提出を求めているので、入札書と同封して提出すること。内訳書の様式等については、入札説明書別添資料3「様式集」を参照のこと。

キ 開札

- (ア) 日時 平成22年6月15日（火）17時
- (イ) 場所 長崎市立市民病院5階南会議室
- (ウ) 開札に当たっての留意事項
- a 開札は、代表企業の代表者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、代表企業の代表者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- b 開札会場には、代表企業の代表者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及びaの立会職員以外の者は入場することができない。
- c 代表企業の代表者又はその代理人は、開札時刻後においては開札会場に入場することができない。
- d 代表企業の代表者又はその代理人は、開札会場に入場しようとするときは、入札執行事務に関係のある職員に本入札における参加資格要件確認結果の通知の写しを提出し、代理人にあつては、入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- e 代表企業の代表者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札会場を退場することはできない。
- f 開札をした場合において、入札金額が予定価格の範囲に達した入札がないときにおいても、

再度の入札は行わない。

ク 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。

- (ア) 長崎市病院局契約規程第 12 条に該当する入札
- (イ) 一般競争入札参加資格要件確認申請書その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札
- (ウ) 代理権限のない者のした入札
- (エ) 入札提出書類の記載事項が不明なもの又は入札提出書類に記名若しくは押印のないもの
- (オ) 入札提出書類が不足しているもの
- (カ) 入札書の金額を改ざんし又は訂正したもの
- (キ) 納付した入札保証金の額が第 3 - 5 (2) により通知した金額に達しない場合の当該入札
- (ク) 「私的独占私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札
- (ケ) 予定価格を超える金額で入札したもの
- (コ) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に基づく錯誤の入札と認めた入札

(10) 予定価格

予定価格 ¹	参考内訳 ²	
23,780,000,000 円	施設整備業務費相当額	14,290,000,000 円
	上記以外の統括マネジメント業務及び施設維持管理業務費相当額	9,490,000,000 円

1 予定価格及び参考内訳の金額には消費税及び地方消費税を含まない。

2 予定価格の内訳を示すが、応募者の入札金額の内訳を拘束するものではない。

5 応募に際しての留意事項

(1) 費用負担

応募に関して必要な費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定に関する基本的考え方

審査は、基礎審査と加点審査を実施する。詳細は、入札説明書別添資料 2 「落札者決定基準」を参照のこと。

(2) 審査委員会の設置

事業者選定に際しては、学識経験者等の外部委員と市職員により構成される「長崎市新市立病院整備運営事業 PFI 審査会」(以下「審査会」という。)を設置し、意見を聴くものとする。

なお、審査会を構成する委員の氏名は平成 21 年 8 月 26 日に公表した実施方針を参照のこと。また、審査会委員に、本事業に関する問い合わせを行ってはならない。

(3) ヒアリングについて

市は、提案内容の詳細の確認等を目的として、応募者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。ヒアリング実施の有無、日時及び方法等については、別途、基礎審査を通過した応募者の代表企業に対して通知する。

(4) 審査及び選定結果及び公表方法

審査会における審査及び選定の概要については、市のホームページ等により公表する。

(5) 落札者の決定結果の公表方法

落札者の決定を行った場合には、市は、その結果について速やかに応募者の代表企業に対して通知するとともに市のホームページ等により公表する。

第4 本事業における契約の基本的な考え方

1 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は、落札者との間で、事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。詳細は、入札説明書別添資料4「基本協定書(案)」を参照のこと。なお、落札者は、落札者決定後7日以内(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は含まない。)に、市を相手方として、基本協定を締結しなければならない。ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、書面により契約締結日の延期を求めることができる。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、市との事業契約の締結までの間に、本事業を実施するSPCとして、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社を設立する。落札者のうち、SPCに出資する者(以下「構成員」という。)は、SPCの議決権株式の全てを保有するものとする。また、代表企業の議決権保有割合は、構成員中最大とし、市の承諾がある場合を除き、事業期間にわたりこれを維持すること。その他、詳細は入札説明書別添資料4「基本協定書(案)」を参照のこと。

なお、SPCの本店所在地は長崎市内とすること。

(3) 事業契約の締結

市は、基本協定の規定に基づき、SPCと事業契約を締結するものとする。以下に定める事項のほか、詳細は、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」を参照のこと。

ア 落札者としての決定を受けた以降、事業契約締結までに係るSPC側の弁護士費用、印紙代などは、SPC側の負担とする。

イ SPCが事業契約を締結しない場合、予定価格の範囲内で加点審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある(地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約)。

2 契約保証金

契約保証金の取扱いは、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」第5条の規定に基づくものとする。

第5 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業に関して、事業者に対する補助、出資及び債務保証等の支援は行わない。

3 その他支援に関する事項

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて事業者に協力する。また、法令変更等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議を行い、対応策を検討する。

第6 その他本事業の実施に関する事項

1 市の競争入札参加資格に関する問い合わせ先

第6.4に掲げる事務局とする。

2 応募者を構成する法人の名称の公表

市は、入札提出書類の提出を受けた時点で、応募者を構成する法人の名称を公表することができるものとする。

3 本事業に係る情報の公開及び情報の提供方法

「長崎市情報公開条例」に基づき情報公開を行う。
情報提供は、適宜、記者発表及び市ホームページ等を通じて行う。

4 本事業の事務局及び問い合わせ先

事務局	：	長崎市病院局管理部 企画総務課
住所	：	〒850-8555 長崎市新地町6番39号（長崎市立市民病院内）
電話番号	：	095-822-3251（内線2215）
FAX	：	095-826-8798
電子メールアドレス	：	byouin_kikaku@city.nagasaki.lg.jp

5 公表資料の閲覧

入札説明書等、市がホームページで公表した資料については、以下の場所等で閲覧可能である。

閲覧期間	：	執務時間中
閲覧場所	：	長崎市病院局管理部 企画総務課（長崎市立市民病院内） 長崎市新地町6番39号 長崎市役所1階市政資料コーナー 長崎市桜町2番22号